

養父市企業等振興奨励制度 奨励措置提出書類一覧表

No.1

区分	工場、店舗等の新增設	工場、店舗等の用地取得	空き店舗等への出店等		機械設備の新增設	新製品開発研究
奨励措置	新增設部分に係る固定資産税相当額を交付	売買契約額(直接営業に使用する部分)の3%以内の額を交付	賃貸料(敷金、礼金、保証金を除く)の50%以内の額を交付	空き店舗等の改修に伴う整備事業費の10%以内の額を交付	機械設備導入額の10%以内の額を交付	直接要した経費の50%以内の額を交付
交付期間	3年間	—	2年間(賃借料助成)		—	—
交付限度額	固定資産税納付額	150万円	200㎡以上 120万円/年 200㎡未満 60万円/年	100万円	200万円	150万円
申請時期	当初は操業開始前に申請。固定資産税納付後、1年ごとに措置申請	原則操業開始前	当初は操業開始前に申請。年度末ごとに措置申請	操業開始前	操業開始前	事業着手前
【申請時】提出書類	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③位置図 ④図面(平面図、立面図) ⑤見積書の写し ⑥工事契約書の写し	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③位置図 ④図面(平面図、立面図) ⑤土地売買契約書の写し	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③位置図 ④図面(平面図等) ⑤賃貸契約書の写し	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③位置図 ④図面(平面図、立面図) ⑤見積書の写し ⑥工事契約書の写し	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③見積書の写し ④製品カタログ	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ※新製品であることが分かることを具体的に記入すること。 ③新製品開発研究に係る経費の明細(見積書の写し) ④その他新製品の開発研究に係る資料の写し(契約書・図面・新製品概要等)
【完了・操業開始時】提出書類	①事業完了届【様式第5号】 ②完成写真 ③完成図面 ④事業に係る請求書の写し ⑤事業に係る領収書の写し ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②土地全部事項証明書 ③個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②完成写真(改修前及び改修後のもの) ③事業に係る請求書の写し ④事業に係る領収書の写し ⑤個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②導入後の写真 ③請求書の写し ④領収書の写し ⑤個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②新製品の写真 ③新製品の概要書(開発試験等報告書・成果物等) ④事業に係る請求書の写し ⑤事業に係る領収書の写し ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類
【検査後・次年度】提出書類	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号の2】 ④納税証明書 ⑤土地家屋名寄帳 ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①請求について【様式第6号】 ②請求書【様式第6号の2】 ③土地代金の支払いが確認できるもの ④納税証明書(滞納のない証明)	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号の2】 ④賃貸料支払いが確認できるもの ⑤納税証明書(滞納のない証明) ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①請求について【様式第6号】 ②請求書【様式第6号の2】 ③納税証明書(滞納のない証明)	①請求について【様式第6号】 ②請求書【様式第6号】 ③納税証明書(滞納のない証明)	①請求について【様式第6号】 ②請求書【様式第6号】 ③納税証明書(滞納のない証明)

※原則、完了書類提出後に確認検査を行います。

■お問い合わせ 養父市広谷250-1 養父市産業環境部商工振興課へ

☎079-664-0289

申請書・その他書類のダウンロード : 養父市HP ⇒ 検索欄に「企業等振興奨励制度」を入力 ⇒ 企業等振興奨励制度[申請・提出書類] ⇒ 必要書類をダウンロード

養父市企業等振興奨励制度 奨励措置提出書類一覧表

No.2

区分	新規創業	見本市への出展	新エネルギー設備の導入	高速通信専用回線の導入
奨励措置	交付限度額を交付する	出展に際して負担する事業費の50%以内を交付する	直接要した経費の10%以内を交付する	回線使用料の50%以内を交付
交付期間	—	—	—	2年間
交付限度額	50万円	50万円	200万円	300万円/年
申請時期	当初は創業開始前に申請。創業1年後以降に措置申請	出展前	操業開始前	当初は操業開始前に申請。年度末ごとに措置申請
【申請時】 提出書類	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③位置図 ④図面(平面図、立面図) ⑤見積書の写し ⑥工事契約書の写し	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③見本市パンフレット等	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③図面(平面図等) ④見積書の写し ⑤工事契約書の写し	①奨励措置申請書【様式第3号】 ②事業計画書【様式あり】 ③回線契約書の写し
【完了・操業開始時】 提出書類	①事業完了届【様式第5号】 ②完成写真 ③完成図面 ④事業に係る請求書の写し ⑤事業に係る領収書の写し ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②出展状況写真 ③出展成果報告 ④出展に係る請求書の写し ⑤出展に係る領収書の写し	①事業完了届【様式第5号】 ②完成写真 ③完成図面 ④事業に係る請求書の写し ⑤事業に係る領収書の写し ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①事業完了届【様式第5号】 ②回線の開通が確認できる書類 ③個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類
【検査後】 提出書類	創業1年後 ①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号の2】 ④納税証明書 ⑤個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類	①請求について【様式第6号】 ②請求書【様式第6号の2】 ③納税証明書(滞納のない証明)	①請求について【様式第6号】 ②請求書【様式第6号の2】 ③納税証明書(滞納のない証明)	年度末 ①奨励措置申請書【様式第3号】 ②請求について【様式第6号】 ③請求書【様式第6号の2】 ④使用料の支払いが確認できるもの ⑤納税証明書(滞納のない証明) ⑥個人事業主の場合は従業員の雇用が確認できる書類

※原則、完了書類提出後に確認検査を行います。

■お問い合わせ 養父市広谷250-1 養父市産業環境部商工振興課へ

☎079-664-0289

申請書・その他書類のダウンロード : 養父市HP ⇒ 検索欄に[企業等振興奨励制度]を入力 ⇒ 企業等振興奨励制度[申請・提出書類] ⇒ 必要書類をダウンロード